

豊橋市マスコット「トヨッキー」の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「豊橋市マスコット『トヨッキー』」(以下「マスコット」という。)のイラスト(イラストから製作した立体物を含む)及び写真及び動画を使用する際に必要な事項を定め、広く市民のマスコット利活用を促進し、豊橋市のPRを図ることを目的とする。

(マスコットの使用)

第2条 マスコットの使用に関する一切の権利は、豊橋市に属する。

2 豊橋市長(以下「市長」という。)は、一定の条件の下に、マスコットの使用を許諾するものとする。

(使用許諾)

第3条 マスコットを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許諾を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 豊橋市又は公共的団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
- (3) その他、市長が許諾を要しないと認めた場合

(使用許諾の申請)

第4条 前条の使用許諾を受けようとする者は、使用許諾申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に關係書類を添えて、あらかじめ市長へ提出しなければならない。その申込内容に変更が生じたときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定により申請を行った者(以下「申請者」という。)に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(使用許諾の決定)

第5条 市長は、申込書が提出されたときは、その適否を決定し、使用許諾書(様式第2号)又は使用不許諾通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 使用許諾の期間は、使用許諾の決定日から最長2年間とする。

(使用許諾の制限)

第6条 市長は、マスコットの使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許諾しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

- (4) 個人・団体のマーク又は商標として独占的に使用する者
- (5) 政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする者
- (6) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある者
- (7) 市のイメージを損なうおそれのある者
- (8) 「マスコット」のイメージを損なうおそれがあると認められる者
- (9) その他、市長がイラスト等の利用が適当でないとする者

(遵守事項)

第7条 使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラスト等の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) イラスト等の利用にあたっては、使用許諾を受けた内容に限ること。
- (3) 使用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 第5条の規定により使用許諾を受けた者は、著作権者表示（「©豊橋市 トヨッキー」又は「©toyohashi city. toyocky」）を、使用許諾を受けた対象物又は当該対象物の包装等（以下「使用対象物等」という。）に必ず明示すること。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかになるよう、使用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (6) 市長が行う売上調査その他の照会に応じること。
- (7) その他各種の法令を遵守すること。

(使用料)

第8条 イラスト等の使用料については、当分の間、無料とする。

(使用許諾の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、通知書により使用許諾を取り消し、使用者に対し、使用物件の使用中止及び回収等の措置を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの要綱の定める事項に違反した場合
- (2) 使用者が使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他、市長が適当でないとする場合

2 市長は、使用者にマスコットの使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

(使用許諾を受けないで使用した場合の措置)

第10条 市長は、マスコットの使用許諾を受けないで使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めるものとする。

(賠償責任等)

第11条 市は、使用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、イラスト等の利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

4 市長は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第12条 市長は、イラスト等の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、使用許諾の状況及び使用許諾の取り消し状況について情報を公開することができる。

(事務)

第13条 この要綱に関する事務は、市産業部観光プロモーション課が行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

(「豊橋市マスコット『トヨッキー』の使用に関する要綱」の廃止)

2 「豊橋市マスコット『トヨッキー』の使用に関する要綱」(平成19年1月1日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市マスコット「トヨッキー」の使用に関する要綱の規定により作成されている様式第1号は、改正後の豊橋市マスコット「トヨッキー」の使用に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。